

# 兵庫県公報

平成21年4月14日 火曜日 第2072号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 相生市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○ 相生市の区域内における町の区域変更（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 平成21年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別防除、地上散布）（豊かな森づくり課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	7
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	7
○ 道路の位置指定（同）	7
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	7
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	10
○ 市川水系河川整備基本方針の策定（河川計画室）	12
○ 千種川水系河川整備基本方針の策定（同）	12
○ 岸田川水系河川整備基本方針の策定（同）	13
○ 三原川水系河川整備基本方針の策定（同）	13
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（北播磨県民局）	13
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示	14
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	15

## 告 示

### 兵庫県告示第469号

相生市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年3月3日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、相生市長から届出があった。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

所在地	面積
相生市相生二丁目4089の37、同六丁目1の地先の公有水面埋立地、同四丁目4273の4に隣接する道路等である国有地の地先の公有水面埋立地	4,119.27㎡

### 兵庫県告示第470号

相生市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、相生市長から届出があった。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

編 入 す る 区 域		編入先の町
所 在 地	面 積	
相生市相生二丁目4089の37、同六丁目1の地先の公有水面埋立地、同四丁目4273の4に隣接する道路等である国有地の地先の公有水面埋立地	4,119.27㎡	相生六丁目

備考 地番は、平成21年2月10日現在の地番である。



**兵庫県告示第471号**

相生市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、相生市長から届出があった。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	地 番		町
相生四丁目	4273の1から4273の4まで 19 4273の20 4273の22 4273の23	4273の6から4273の17まで 4273の	相生六丁目
上記のほか、変更前の区域に隣接する道路等である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。 また、相生市相生四丁目4279、4280の1、4280の4の地先の道路である国有地の一部は、相生六丁目 に編入する。			

備考 地番は、平成21年2月10日現在の地番である。



**兵庫県告示第472号**

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成21年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
山田町藍那	上ノ畑	4の4 4の5	星和台7丁目

備考 地番は、平成20年12月9日現在の地番である。



**兵庫県告示第473号**

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成21年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
平野町下 村	平 瀬	433	春日台5丁 目
平野町向 井	辻ノ口	174の9の一部 174の12の一部	
	水 池	396の78	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成20年12月18日現在の地番である。



**兵庫県告示第474号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町、神崎郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて、縦覧に供する。）

(2) 期間

平成21年5月26日から同年7月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1 (1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。



**兵庫県告示第475号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社東洋金属熱錬工業所  
大阪市西淀川区福町1丁目6-20  
代表取締役 川 寄 勝 史
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社東洋金属熱錬工業所高砂第2工場  
高砂市阿弥陀町魚橋字瓦530

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号イ 焼入れ施設 (No. 1)			63号イ 焼入れ施設 (No. 2)		
能 力	機械部品 200kg/回			機械部品 5,000kg/回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	5.8～8.6	6～8	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15	10	15	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15	10	15	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15	10	15	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	7	5	7	
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.3	0.6	0.3	0.6	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3	2	3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	24	50	1,056	1,056		

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

63号イ 焼入れ施設 (No. 3)	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
6～8	5.8～8.6
10	15
10	15
10	15
5	7
0.3	0.6
2	3
1,680	1,680

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 4 月 14 日から同年 5 月 7 日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第476号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、小野市王子南土地区画整理組合の事業計画の変更を平成21年 4 月 1 日に認可した。

平成21年 4 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第477号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第 2 項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成21年 4 月 14 日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20淡路位置 廃0001号	21. 3. 31	洲本市下加茂一丁目635番 1 の一部	4. 70～5. 70	5. 25



兵庫県告示第478号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成21年 4 月 14 日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20淡路位置 0012号	21. 3. 31	洲本市下加茂一丁目635番 1 の一部	5. 33	6. 00

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 2 項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から 2 月間とする。

平成21年 4 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成21年 3 月 27 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まちづくり北条

イ 代表者の氏名 松本 正光

ウ 主たる事務所の所在地 加西市北条町北条28-1 アステシア加西3F

エ 定款に記載された目的

この法人は、北条地区を中心に加西市内外の様々な地域や各種団体と協力しあいながら、花と歴史のまち加西市を全国に伝え、地域の活性化に貢献するとともに、誰でも安全で快適に暮らせる居住環境を目指し、特に学校と地域との連携を図りながら、子どもから高齢者まであらゆる年代が参加できる住民参加型のまちづくりを促進し、みんなに愛され誇りが持てるまちづくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成21年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター

イ 代表者の氏名 吉岡 政和

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門綾羽町5番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々やアジア諸国の人々に対して福祉サービス、国際物資の提供、人材育成、専門相談窓口の開設によりグローバルなサポート活動を行うことで、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成21年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人びあの

イ 代表者の氏名 竹内 康弘

ウ 主たる事務所の所在地 川西市緑台2丁目2番地の70

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者及びその保護者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障がい児・者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成21年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人友遊クラブ

イ 代表者の氏名 永濱 和紀

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町河原354番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼稚園児や小中学生、青年男女から中高年齢者までを対象に、様々なスポーツ教室、スポーツ大会の開催・運営を行うことで、体力・運動能力の向上と健全な心身の育成を図り、子どもから大人まで幅広い年代の人たちとの交流を深めることにより、スポーツの振興と子供の健全育成、健康増進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成21年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自然派食育・きちんとしほん

イ 代表者の氏名 大川 智恵子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区見津が丘3丁目8番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、食育に関する広報と普及啓発、食文化の講座セミナーと各種料理教室の企画開催、食育を主題としたグリーンツーリズム企画開催、食育アドバイザーの養成と認定に関する事業を行い、地域の食文化の継承と向上、及び食の環境改善を通して、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる循環型地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成21年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人もやいの里

イ 代表者の氏名 松本 泰明



ウ 主たる事務所の所在地 朝来市山東町森字極楽108番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、山東町を中心とした近隣の環境保全型の農林業を支援し、安全安心な農作物が生産消費される仕組みを確立させ、これによって商工業の活性化を図り、そして豊かなまちづくり活動を推進することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成21年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人健康増進技術協会

イ 代表者の氏名 松 下 大

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区岩屋北町2丁目3番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、健康維持・増進に関する事業を行い、人々が健康的で豊かにすごせる社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成21年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人太陽福祉会

イ 代表者の氏名 大 原 豪 次

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市名神町2丁目17番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が社会の一員として日常生活を営み、様々な社会的活動ができるよう、障害者に対し、自立支援や社会参加の促進に関する事業を行うとともに、障害者に対する社会一般の認識を深めることによって、すべての人が、共に助け合いの精神をもって、安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成21年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人The Good Times

イ 代表者の氏名 古 谷 鍊太郎

ウ 主たる事務所の所在地 三木市緑が丘町東3丁目9番地の16

エ 定款に記載された目的

この法人は、各地に存在する異種異質な団体や諸施設、及び全国の地域住民に対して、それぞれの資源や特性を持ち寄り連携や協働を通して、助け合いネットワークの構築と地域情報の交流推進、イベント・セミナーの企画提案と他団体との共同開催、地域産業振興の推進と支援、並びに地域ぐるみ活動の推進と支援に関する事業を行い、モザイクタイルを貼り合わせ一枚の名画を創作するように、個々が持つすばらしい素材をつなぎあわせて、21世紀のモナリザの名画を描くような新しい活動を企図し、さらには多方面における地域コミュニティの活性化を図ることにより、創造性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸メンタルウェルネスサロンWINNING FACTORY

イ 代表者の氏名 澤 七緒子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区旗塚通4丁目2番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、心身や日常生活に悩みや不安を持つ人に対して、心の安らぎを与える場を提供し、併せてカウンセリング等の「心のサポート」を提供する事業を行い、一人一人が前向きに、そして心豊かな生活を取り戻すことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成21年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シニア生活設計サポート結

イ 代表者の氏名 山口 雅子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市山芦屋町8番7号

エ 定款に記載された目的

本会は、高齢者が自らの意思に基づき安心して日常生活ができるように高齢者向けセミナーの運営事業や相談事業などを行い、もって高齢者が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成21年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人カエンド

イ 代表者の氏名 下村 薫

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区八幡通4丁目1番27-2003号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者に対する情報保証の一手段として外出介助を広く一般社会に普及させ、高齢者・障害者自身の社会への参加意欲を高めると共に、障害の枠を超えた幅広い交流を行い、高齢者・障害者と健常者の互いの自己実現を図る事業を行う事によって、真のノーマライゼーションの実現を達成し、もって、真に人間性あふれたより住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成21年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ASTO

イ 代表者の氏名 滝沢 彩日

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区永手町1丁目4番16号 アルパー六甲301

エ 定款に記載された目的

この法人は、ひきこもりなど社会不適応におちいつている人達に対して、社会復帰・社会適応のためのリハビリの場を提供する事業を行い、人々と社会に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成21年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県有機農業研究会

イ 代表者の氏名 本野 一郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む人々に対して環境保全のための有機農業の啓発、技術普及、食生活の改善の提案、生産者と消費者の提携の拡大及び日本農林規格法に基づく有機農産物の認証等の活動を行うことにより、地域環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 m <sup>2</sup>	地 目	予定価格 千円	入札保証金 千円
1	加古川市東神吉町出河原字出口838番1	415.41	宅 地	14,249	1,425
2	三田市乙原字大平2341番	27,391	山 林	5,753	576
3	佐用郡佐用町佐用字中町3005番8	287.90	宅 地	3,657	366
4	美方郡新温泉町芦屋字水尻853番124	181.15	宅 地	8,750	875
5	朝来市和田山町和田山字東裏148番4	264.31	宅 地	4,256	426
6	淡路市北山字大歳224番1ほか	500.60	宅 地	8,361	837

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

## 3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
  - 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うこと。
- (2) 申込手続き
  - 一般競争入札の申込手続きは、(1)により参加の申込手続きを完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成21年4月14日(火)から同年5月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、平成21年4月14日(火)にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成21年5月12日(火)消印有効とする。

4 入札説明書(兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話(078)341-7711 内線 2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成21年5月26日(火)午後1時から同年6月2日(火)午後1時まで

(2) 入札場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム上

(3) 開札日

平成21年6月2日(火)午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する(郵送による入札書の提出は認めない。)

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話(078)341-7711 内線 2550・2551

~~~~~

**市川水系河川整備基本方針の策定**

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、二級河川市川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、中播磨県民局姫路土木事務所において公表する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

~~~~~

**千種川水系河川整備基本方針の策定**

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、二級河川千種川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、西播磨県民局光都土木事務所において公表する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井戸敏三

~~~~~

**岸田川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川岸田川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、但馬県民局新温泉土木事務所において公表する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**三原川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川三原川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室、淡路県民局洲本土木事務所において公表する。

平成21年4月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年4月14日

北播磨県民局長 杉 本 明 文

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ジョーシン西脇小坂店  
 所在地 西脇市小坂町140-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 上新電機株式会社  
 代表者の氏名 土 井 栄 次  
 住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 上新電機株式会社  
 代表者の氏名 土 井 栄 次  
 住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成21年11月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,363平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
120台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
68台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
26平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
15立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成21年3月25日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
平成21年4月14日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成21年8月17日
- (2) 提出先  
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

### 企業庁公告

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成21年4月14日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 次亜塩素酸ナトリウム       | 1,556,000キログラム |
| (2) ポリ塩化アルミニウム       | 4,483,000キログラム |
| (3) ドライ粉末活性炭（5%WE T） | 439,000キログラム   |
| (4) 粉末活性炭（50%WE T）   | 104,000キログラム   |
| (5) 液体苛性ソーダ          | 153,000キログラム   |
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁管理局水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所
- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 網干産業株式会社   | 姫路市大津区吉美661番地     |
| (2) 浅田化学工業株式会社 | 姫路市飾磨区宮180番地      |
| (3) 大和化成株式会社   | 神戸市兵庫区下沢通2丁目1番17号 |
| (4) 大和化成株式会社   | 神戸市兵庫区下沢通2丁目1番17号 |
| (5) 大和薬品株式会社   | 姫路市北条口1丁目59       |
- 5 落札金額
- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 49円80銭（単価契約・消費税及び地方消費税は含まない。） |
| (2) 17円40銭（単価契約・消費税及び地方消費税は含まない。） |
| (3) 168円（単価契約・消費税及び地方消費税は含まない。）   |
| (4) 113円（単価契約・消費税及び地方消費税は含まない。）   |
| (5) 18円90銭（単価契約・消費税及び地方消費税は含まない。） |
- 6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
  - (2) 一般競争入札
  - (3) 一般競争入札
  - (4) 一般競争入札
  - (5) 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成21年2月13日

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年4月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北村 滋

#### 1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

#### 2 調達内容

##### (1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料の

ア 標識板 10,504枚 (取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 3,380枚 (同上)

ウ 支柱等 11,015本 (付属品等及び搬送費を含む。)

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期限

契約の日から平成22年3月31日まで

発注の日から30日以内

##### (4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

##### (5) 納入回数

契約期間内に約6回 (緊急発注にも対応できること。)

##### (6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。) の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書 (以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部会計課施設係 担当 若林  
電話 (078) 341-7441 内線 2295

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成21年4月14日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札、開札の日時及び場所  
平成21年5月26日(火)午後2時から 兵庫県警察本部本館4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年5月19日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年5月19日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額(落札価格に2の(1)の各数量を乗じて得た額、消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に要求される義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成21年4月28日(火)までに提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
  - ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年6月1日)までであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - オ 連合(談合)その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
  - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
    - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となったもの以外のもの
  - サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった



者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成

- (8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity :

Shigeru Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

- (2) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Material for road sign plate approx. 10,504

(include metal fixtures and delivery charge)

- ② Material for supplemental road sign approx. 3,380

(same above)

- ③ Material for road sign pole approx. 11,015

(include attachments and delivery charge)

- (3) Delivery period :

From the date of contract to March 31, 2010

(within 30days from the date of order)

- (4) Delivery places :

Hyogo Prefectural Police H.Q. and 48 Police Stations

- (5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 April 28, 2009

- (6) Deadline for tender :

14:00 May 26, 2009

- (7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Wakabayashi, In charge of facilities, Accountant Section, Hyogo Prefectural Police H.Q.

4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL (078)341-7441 EXT 2295